

山田町条例第20号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、工場立地法の定めるところによる。

(区画並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	範囲	緑地面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
山田町田名部工業団地	下閉伊郡山田町豊間根第9地割及び第10地割の一部	100分の15以上	100分の20以上
山田町羽々の下工業団地	下閉伊郡山田町石峠第2地割及び第3地割の一部		
山田町豊間根地区	下閉伊郡山田町豊間根第2地割、第3地割、第6地割及び第7地割の一部		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。